

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中標津町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修工事（以下「耐震診断等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱にける用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）及び共同住宅をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添）第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断
 - イ 国土交通大臣が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（技術的助言）（平成26年11月7日国住指第2850号））による耐震診断
 - ウ 上記のア及びイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (3) 耐震診断員 この要綱による耐震診断を行う者で、次に掲げる全てに該当する者をいう。
 - ア 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）の資格を有し、町内に事務所、支店又は営業所を置く建築士事務所（同法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に所属している者
 - イ 北海道が定める耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において、耐震診断を行う構造区分と同じ構造区分の耐震診断の講習会区分で登録している者。又は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者
- (4) 補強設計 耐震改修工事を行うための設計をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断された既存住宅の耐震改修のための工事で、その内容が耐震関係規定（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条に規定する耐震関係規定をいう。以下同じ。）又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているものをいう。

(補助対象住宅の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる既存住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 耐震診断等を行おうとする者が自ら居住の用に供している既存住宅であること。この場合において、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の住宅にあっては、耐震診断等について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。
- (2) 補強設計又は耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震診断の結果、現行の耐震関係規定に規定される性能と同程度の性能を満たさないと判断されていること。ただし、共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く。）にあっては、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - ア 一般社団法人北海道建築士事務所協会に設置されている「建築物耐震診断等評価委員会」において耐震診断の結果が確認されていること。
 - イ 一般財団法人北海道建築指導センターに設置されている「耐震改修計画評定委員会」において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計

- 画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの
- (3) 建築基準法その他関係法令に違反していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 中標津町内に住所を有する者であること。
- (2) 対象住宅の所有権を有している者（以下「所有者」という。）又は所有者の2親等以内の親族若しくは借家人（以下「所有者等」という。）であること。
- (3) 対象住宅に居住している者（耐震改修工事を行う場合にあっては居住することを予定している者を含む。）であること。
- (4) 対象者が借家人の場合は、対象住宅の所有者及び借家人双方が耐震診断等の実施について同意していること。
- (5) 所有者等全員が中標津町に納付すべき町税等を滞納していないこと。
- (6) 中標津町暴力団排除推進条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、対象住宅について対象者が行う耐震診断、補強設計、耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事（耐震改修に起因して発生する工事に限る。）に係る費用（以下「耐震診断費等」という。）とする。

- 2 長屋、併用住宅及び共同住宅にあっては、耐震診断費等に対象者が自ら居住の用に供している面積の割合を乗じて算定した額を補助対象費用とする。

(補助金の交付額等)

第6条 耐震診断等に対する補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 1戸あたりの耐震診断に対する補助金の交付額は8万9千円とする。ただし、補助対象費用が8万9千円未満の場合は当該費用の額とする。
 - (2) 1戸あたりの補強設計に対する補助金の交付額は10万円とする。ただし、補助対象費用が10万円未満の場合は当該費用の額とする。
 - (3) 1戸あたりの耐震改修工事に対する補助金の交付額は、補助対象費用が100万円未満の場合は20万円、100万円以上200万円未満の場合は30万円、200万円以上300万円未満の場合は50万円、300万円以上の場合は70万円とする。ただし、補助対象費用が20万円未満の場合は当該費用の額とする。
- 2 前項の規定により算定された1戸あたりの補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、住民票の写し、登記事項証明書（建物）のほか、耐震診断等の区分に応じて次の各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の場合は、次のアからエまで及びカ（所有者の2親等以内の親族若しくは借家人が申請を行う場合又は対象住宅の所有者が複数いる場合にあってはアからカまで）に掲げる書類
ア 位置図、配置図、各階平面図、外観写真等
イ 耐震診断等に係る費用が確認できる見積内訳書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記すること）
ウ 耐震診断等を行う者の建築士等の資格が確認できる書類の写し

- エ 所有者等全員の町税等の納税証明書又は非課税証明書
 - オ 耐震診断等実施同意書（第2号様式）
 - カ その他町長が必要と認める書類
- (2) 補強設計の場合は、次のアからウまで（所有者の2親等以内の親族若しくは借家人が申請を行う場合又は対象住宅の所有者が複数いる場合にあつてはアからエまで）に掲げる書類
- ア 耐震診断報告書（第3号様式）
 - イ 位置図、配置図、各階平面図等（改修内容の記載されたもの）
 - ウ 前号イからエまで及びカに掲げる書類
 - エ 前号オに掲げる書類
- (3) 耐震改修工事の場合は、次のアからエまで（所有者の2親等以内の親族又は借家人が申請を行う場合又は対象住宅の所有者が複数いる場合にあつてはアからオまで）に掲げる書類
- ア 改修計画書（第4号様式）
 - イ 補強後の想定耐震診断報告書
 - ウ 管理組合の議決等を得ていることが確認できるもの及び管理組合規約の写し。又は区分所有者全員の合意があることが確認できる書類（区分所有住宅に限る。）
 - エ 第1号イからエ及びカまで並びに前号ア及びイに掲げる書類
 - オ 第1号オに掲げる書類
- 2 申請者と、耐震診断等を行う業者（以下「施工業者」という。）との間で耐震診断等に係る契約を補助金の交付決定前に交わしてはならない。
- 3 申請者は、第1項の申請前に、中標津町と事前相談を行い、関係書類の精査、必要な助言・指導等を受けなければならない。

（補助金の交付決定等）

- 第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知書」という。）又は中標津町既存住宅耐震化事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の審査にあたり、必要があると認めた場合は、現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

（耐震診断等の着手）

- 第9条 前条第1項の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに耐震診断等に着手しなければならない。

（耐震診断等の内容の変更等）

- 第10条 交付決定者は、交付申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定変更申請書（第7号様式。以下「交付決定変更申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、当初の目的を変更しない範囲で補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りではない。
- (1) 変更の内容を表す書類、図面等（当初及び変更内容を明記のこと）
 - (2) 変更後の耐震診断等に係る費用が確認できる見積内訳書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記すること）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類
- 2 前項の変更申請において、補助金の増額はできないものとする。
- 3 町長は、第1項の変更申請書が提出されたときは、内容を審査のうえ、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定変更承認通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（耐震診断等の中止）

- 第11条 交付決定者は、当該決定を受けた耐震診断等を中止しようとするときは、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定辞退届（第9号様式）により町長に届け出なければならない。

(完了実績報告)

第12条 交付決定者は、耐震診断等が完了したときは、耐震診断等が完了した日から30日以内に中標津町既存住宅耐震化事業補助金完了実績報告書（第10号様式）に次の各項に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の場合は、次に掲げる書類

- ア 耐震診断報告書
- イ 現地調査の状況を示す外部写真、内部写真及び接合部写真
- ウ 契約書及び領収書の写し
- エ その他町長が必要と認める書類

(2) 補強設計の場合は、次に掲げる書類

- ア 補強設計図書一式
- イ 当該耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関して記載した書類
- ウ 契約書及び領収書の写し
- エ その他町長が必要と認める書類

(3) 耐震改修工事の場合は、次に掲げる書類

- ア 耐震改修工事後の耐震診断報告書
- イ 竣工図（改修内容の記載されたもの）
- ウ 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真
- エ 契約書及び領収書の写し
- オ その他町長が必要と認める書類

2 前項第3号ア及びイに規定する関係書類については、耐震診断員が作成したものとする。

(補助金の額の決定)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告書等を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、中標津町既存住宅耐震化事業補助金額確定通知書（第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査にあたり、必要があると認めた場合は、現地調査等を行うことができるものとし、交付決定者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付請求書（第12号様式）により、町長に対して速やかに確定した額を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付請求を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の措置に違反したとき。
- (4) 第12条の規定による届出があったとき。
- (5) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付していたときは、期限を指定して中標津町既存住宅耐震化事業補助金返還命令書(第14号様式)により返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第18条 この事業に関する書類は、事業完了後5年間保存するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、中標津町補助金交付規程(平成15年規程第6号)に準ずる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付申請書

中標津町長 様

申請者 氏名 〃
 住所 中標津町
 氏名 〃
 電話番号 〃 〃

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載した内容を個人が特定できない範囲内で耐震対策関連事業の普及・啓発目的で利用することに同意します。

記

耐震診断等の区分		<input type="checkbox"/> 耐震診断	<input type="checkbox"/> 補強設計	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事
対象住宅の所有者	住所			
	氏名			
対象住宅の概要	所在地	中標津町		
	建築年次	昭和 年 月		
	階数	地上 階建て（地下 階）		
	延べ床面積	m ² （うち店舗等部分 m ² ）		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他（ 造）		
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 長屋、共同住宅（ 戸）		
耐震診断等の期間（予定）		年 月 日から 年 月 日まで		

※該当するものの□内にレ印を記入すること。

－添付書類－

1. 共通
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 登記事項証明書（建物）
 - (3) 耐震診断等に係る費用が確認できる見積内訳書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記すること）
 - (4) 耐震診断等を行う者の建築士等の資格が確認できる書類の写し
 - (5) 所有者等全員の町税等の納税証明書又は非課税証明書
 - (6) 耐震診断等実施同意書（所有者の2親等以内の親族若しくは借家人が申請を行う場合又は対象住宅の所有者が複数いる場合）
 - (7) 店舗等部分がある場合は、求積図・求積表（店舗等部分の床面積がわかるもの）
 - (8) その他町長が必要と認める書類
2. 耐震診断
 - (1) 位置図、配置図、各階平面図、外観写真等
3. 補強設計
 - (1) 耐震診断報告書
 - (2) 位置図、配置図、各階平面図等（改修内容が記載されたもの）
4. 耐震改修工事
 - (1) 改修計画書
 - (2) 補強後の想定耐震診断報告書
 - (3) 管理組合の議決等を得ていることが確認できるもの及び管理組合同規約の写し。又は区分所有者全員の合意があることが確認できる書類（区分所有住宅に限る）

耐震診断	耐震診断員	【資格】 () 建築士 大臣・() 知事 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【郵便番号】 〒 【所在地】 【電話番号】
	耐震診断員が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号に掲げる者の場合	登録資格者講習の種類 () 講習実施機関名 () 証明書番号 第 号 講習修了年月日 年 月 日
	補助対象費用	耐震診断に係る費用 円(A)
	補助金交付申請額	89,000円/1戸あたり ※ Aの額が89,000円未満の場合は当該費用 円(B)

補強設計	設計者	【資格】 () 建築士 大臣・() 知事 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【郵便番号】 〒 【所在地】 【電話番号】
	補助対象費用	補強設計に係る費用 円(C)
	補助金交付申請額	100,000円/1戸あたり ※ Cの額が100,000円未満の場合は当該費用 円(D)

耐震改修工事	工事施工者	【資格】 () 建築士 大臣・() 知事 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【郵便番号】 〒 【所在地】 【電話番号】	
	補助対象費用	耐震改修工事に係る費用 円(E)	
	補助金交付申請額	当該費用/1戸あたり ※ Eの額が20万円未満の場合	円(F)
		200,000円/1戸あたり ※ Eの額が100万円未満の場合	
		300,000円/1戸あたり ※ Eの額が100万円以上200万円未満の場合	
500,000円/1戸あたり ※ Eの額が200万円以上300万円未満の場合			
700,000円/1戸あたり ※ Eの額が300万円以上の場合			

補助金交付申請額の合計額	円 (B+D+F) (千円未満切り捨て)
--------------	----------------------

年 月 日

耐震診断等実施同意書

中標津町長 様

申請者 住所
氏名（自署） ⑩

対象住宅の所有者（共有名義人を含む）
住所
氏名（自署） ⑩

住所
氏名（自署） ⑩

住所
氏名（自署） ⑩

下記対象住宅の所有者である私（私たち）は、申請者（ ）が、中標津町既存住宅耐震化事業補助金の交付申請を行い、当該住宅に対して耐震診断等を実施することを承諾します。

記

所在地	中標津町	
建築年次・階数	昭和 年 月	地上 階建て（地下 階）
延べ床面積・構造	m ²	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他（ 造）
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 長屋、共同住宅（ 戸）	

※該当するものの□内にレ印を記入すること。

年 月 日

耐震診断報告書

中標津町長 様

建築士事務所名

所在地

電話番号

(建築士登録) 一級・二級・木造建築士 第 号

(耐震診断員登録) () 登録 第 号

氏名 ㊞

- 耐震改修工事前の住宅の現地調査に基づいた耐震診断の結果について、下記のとおりであることを証明いたします。
- 耐震補強後の想定耐震診断の結果について、下記のとおりであることを証明いたします。
- 耐震改修工事後の耐震診断の結果について、下記のとおりであることを証明いたします。

記

申請者氏名		
診断住宅所在地	中標津町	
建設年次・階数	昭和 年 月	地上 階建て（地下 階）
延べ床面積・構造	m ²	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他（ 造）
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 長屋、共同住宅（ 戸）	
耐震診断報告年月日	年 月 日	
耐震診断結果		
判定		

※添付書類 建築士免許証の写し

改修計画書

申込者氏名					整理番号
		※			
工事施工者		会社名： 住 所： 担当者氏名： 担当者連絡先：			
改修計画作成者 (設計者)		氏 名： ⑩ 連絡先： 所属事務所名：			
上部構造評点のうち 最小値の値		改修前		改修後	
耐震改修計画の内容	壁の強さ に関する措置				
	耐力要素の配置 に関する措置				
	老朽度 に関する措置				
	その他の措置				
住宅改修工事費用		総額(A+B)	補助対象工事費(A)	補助対象外工事費(B)	
		円	円	円	

※欄は記入しないでください。

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定通知書

申請者 住所 中標津町
氏名 様

中標津町長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった中標津町既存住宅耐震化事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 対象住宅の所在地 中標津町
2. 補助金交付決定額 円
3. 完了予定年月日 年 月 日
4. 補助金の交付予定時期 実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付する。
5. 交付条件
 - (1) この補助金は、中標津町既存住宅耐震化事業に要する費用に充てること。
 - (2) 交付決定者は、速やかに耐震診断等に着手すること。
 - (3) 耐震診断等の内容又は補助金の額に変更が生じたときは、速やかに交付決定変更申請書（第7号様式）を提出すること。
 - (4) 耐震診断等を中止しようとするときは、交付決定辞退届（第9号様式）を提出すること。
 - (5) 必要に応じて現地調査を実施する場合があります。
 - (6) 耐震診断等が完了したときは、完了した日から30日以内に完了実績報告書（第10号様式）を提出すること。
 - (7) その他、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱による。

年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金不交付決定通知書

申請者 住所 中標津町
氏名 様

中標津町長 ⑩

年 月 日付で申請のあった中標津町既存住宅耐震化事業補助金の交付については、交付しないことに決定したので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 建物の所在地 中標津町
2. 不交付の理由

年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定変更申請書

中標津町長 様

申請者 〒 ー
住所 中標津町
氏名 ⑩
電話番号 ー ー

年 月 日付け中標津町指令第 号で補助金の交付決定を受けた耐震診断等について、下記のとおり耐震診断等の内容を変更したいので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更内容

	変更前	変更後
補助金交付額	円	円
耐震診断等の内容等		

2. 変更理由

※注意事項

- 補助金交付決定後は、内容に変更が生じ交付決定変更申請を行った場合でも、決定した交付決定額の増額はできません。
- この変更申請書の印は、交付申請書に使用した印鑑で押印すること。

第 号
年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定変更承認通知書

住所 中標津町

氏名 様

中標津町長

印

年 月 日付け中標津町指令第 号で交付決定をした耐震診断等の内容の変更については、下記のとおり承認したので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

1. 承認した変更内容

	変更前	変更後
補助金交付額	円	円
耐震診断等の内容等		

2. 承認年月日 年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定辞退届

中標津町長 様

申請者 〒 ー

住所 中標津町

氏名

㊟

電話番号 ー ー

年 月 日付け中標津町指令第 号で補助金の交付決定を受けた耐震診断等について、下記の理由により辞退したいので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

1. 辞退の理由

※注意事項

(1) この辞退届の印は、交付申請書に使用した印鑑で押印すること。

年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金完了実績報告書

中標津町長 様

申請者 〒 ー
住所 中標津町
氏名 ⑩
電話番号 ー ー

年 月 日付け中標津町指令第 号で補助金の交付決定を受けた耐震診断等が完了したので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 建物の所在地 中標津町
3. 着手年月日 年 月 日
4. 完了年月日 年 月 日
5. 添付書類 中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第12条第1項各号に規定されているもの。

※注意事項

- (1) この報告書の印は、交付申請書に使用した印鑑で押印すること。

第 号
年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金額確定通知書

住所 中標津町

氏名 様

中標津町長

印

年 月 日付けで実績報告のあった、中標津町既存住宅耐震化事業補助金の交付については、下記のとおり額を確定したので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付決定額 円
2. 補助金の額の確定額 円

年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付請求書

中標津町長 様

申請者 〒 ー
住所 中標津町
氏名 ⑩
電話番号 ー ー

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第14条の規定により、補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1. 中標津町指令 第 号
2. 請求金額 金 円

下記の口座に振り込んでください。

金融機関名		店 名	本店・	支店
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号		
口座名義人	フリガナ			
	氏 名			

※注意事項

- (1) この請求書の印は、交付申請書に使用した印鑑で押印すること。
- (2) 口座名義人は、交付申請書の申請者と同一にすること。
- (3) 請求書には、補助金額確定通知書の写しを必ず添付すること。

第 号
年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付決定取消通知書

住所 中標津町

氏名 様

中標津町長

印

年 月 日付け中標津町指令第 号で交付決定した耐震診断等について、下記のとおり交付決定を取り消したので、中標津町既存住宅耐震化事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

1. 取り消した理由
2. 補助金交付決定額 円
3. 取消金額 円
4. 取消後の交付決定（確定）額 円
5. 取消年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

中標津町既存住宅耐震化事業補助金返還通知書

住所 中標津町

氏名 様

中標津町長

印

年 月 日付け中標津町指令第 号で交付決定した補助金について、中標津町既存住宅耐震化補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

1. 返還金 円
2. 返還理由
3. 返還期限 年 月 日まで
4. 補助金交付決定額 円
5. 補助金の既交付額 円
及び交付年月日 年 月 日
6. 補助金交付確定額 円

※注意事項

- (1) 別添納付書により振り込んでください。なお、中標津町既存耐震化事業補助金交付要綱第17条の規定により交付金の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。